

酒類の販売数量等報告書

(平成 年4月1日～平成 年3月31日分)

税務署
整理欄

--	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 月 日 税務署長 殿	(住所) 〒 (氏名又は名称及び代表者氏名)	(電話)	局番
			印
販売場の所在地及び名称		(電話)	局番

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

区分	販 売 数 量		3月末在庫数量 ℓ
	卸 売 数 量 卸売業者 ℓ	小 売 数 量 小売業者 ℓ	
①清酒			
②合成清酒			
③連續式蒸留しようちゅう			
④単式蒸留しようちゅう			
⑤みりん			
⑥ビール			
⑦果実酒			
⑧甘味果実酒			
⑨ウイスキー			
⑩ブランデー			
⑪原料用アルコール		画面は改正後のイメージです。 実際に印刷・配布されるものは変更されることがあります。	
⑫発泡酒			
⑬その他の醸造酒			
⑭スピリッツ			
⑮リキュール			
⑯雑酒			
合計(①～⑯の計)			
粉末酒 (グラム)			

この帳票は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

見本

画面は改正後のイメージです。

実際に印刷・配布されるものは変更されることがあります。

摘要 (酒類販売場の業態区分)	□①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、□②コンビニエンスストア、□③スーパーマーケット、□④百貨店、□⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（□A業務用卸主体店、□Bホームセンター・ドラッグストア・□Cその他）
--------------------	---

酒類の販売数量等報告書の記載要領

1 2枚複写となっていますので、1枚目の「提出用」を所轄税務署長へ提出してください（コピー等ではなく、所定の用紙で提出してください。）。

なお、報告書は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中においてねいに記載してください。また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。

（注）それぞれの欄のマス目の数より桁数が多くなる場合は、マス目を無視し、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。

2 酒類の販売業者は、この報告書に年間（4月1日～3月31日）分の販売数量を記載して、4月30日までに販売場の所轄税務署長に提出してください。

3 （平成 年4月1日～平成 年3月31日分）の「年」には、各会計年度の開始の年と終了の年を記載してください。

4 「販売数量」の「卸売数量」欄の「卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。

5 「販売数量」の「小売数量」欄には、一般の消費者又は酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者、菓子等製造業者に販売した数量を記載してください。

6 数量の単位はリットル位（ただし、粉末酒はグラム位）とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。

7 「税務署整理欄」は記載しないでください。

8 「摘要」欄には、報告書提出日現在における販売場の業態に応じて、次の区分にしたがって、□欄にチェックしてください。なお、製造業者及び卸売業者の場合は、「□C」にチェックしてください。

①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、②コンビニエンスストア、③スーパーマーケット、④百貨店、⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（Ⓐ業務用卸主体店、Ⓑホームセンター・ドラッグストア、Ⓒその他）

【記載例】

例えば、ワイン専門店の場合は「□①」にチェックしてください。